

政令第三百号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条第一項第三号、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第五条第一項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百六条の三第二項第二号及び第百六条の四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第一条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

「国家公安委員会委員

別表第二中「国家公安委員会委員」を

特定個人情報保護委員会委員長及び委員」

に改める。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第二条 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、六五七人」を「一三、六五九人」に改め、同表総務省の項中「五、二一八人」を「五、二一六人」に改め、同条第二項の表国家公安委員会の項の次に次のように加える。

特定個人情報保護委員会

二人

事務局の職員の定員とする。

（国家公務員倫理規程の一部改正）

第三条 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「警察庁」の下に「、特定個人情報保護委員会」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第四条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「及び同法第六十三条第一項に規定する局長」を「並びに同法第六十三条第一項に規定する事務局長及び局長」に改める。

別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）の項中「沖縄総合事務局」を

「沖縄総合事務局

特定個人情報保護委員会に置かれる事務局」

に改める。

附 則

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。